

鶴ヶ島市告示第182号

鶴ヶ島市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月23日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

鶴ヶ島市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内において多世代で同居又は近居するため住宅を取得した者に対し、住宅取得に要した経費の一部を補助することにより、家族がきずなを深め、助け合いながら暮らせる安全で安心な住環境の創生を図り、もって子育て世帯の定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世代同居 市内において同一の住宅に親世帯及び子世帯が居住することをいう。
- (2) 多世代近居 市内において親世帯及び子世帯がそれぞれ居住することをいう。
- (3) 親世帯 子世帯の世帯主又はその配偶者の1親等の直系尊属を含む世帯をいう。
- (4) 子世帯 同一の世帯に属する夫婦（鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和5年告示第40号）第7条第1項に規定する受領書等の交付を受けた者を含む。）であって、そのいずれかが住宅取得に係る契約の締結の日に40歳未満である者又はこどもを扶養する者を含む世帯をいう。
- (5) こども 子世帯に属する夫婦の1親等の直系卑属であって、住宅取得に係る契約の締結の日に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をい

う。

- (6) 住宅取得 令和7年4月1日以後、市内で初めて自己の居住の用に供するために補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象物件」という。）の取得をし、かつ、当該補助対象物件について不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1号に規定する所有権の保存等の登記をすることをいう。

（補助対象物件）

第3条 補助対象物件は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合していること。
(2) 次のいずれかに該当する住宅であること。

ア 昭和56年6月1日以後に着工された住宅

イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であって、地震に対して安全な構造であると市長が認めるもの

- (3) 申請日前6月以内に行った住宅取得に係る住宅であること。
(4) やむを得ないと認められる場合を除き、補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年以上継続して居住する住宅であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、多世代同居又は多世代近居をするため、住宅取得をする親世帯又は子世帯の世帯員であって、申請日において次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 親世帯及び子世帯の世帯員（以下「補助対象世帯員」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による市の住民基本台帳に記録されていること。
(2) 補助対象世帯員が市税を滞納していないこと。
(3) 補助対象世帯員がこの補助金の交付を受けたことがないこと。
(4) 補助対象世帯員が鶴ヶ島市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅取得に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 居住の用に供する部分以外の部分に係る工事又は購入に要する経費
 - (2) 測量費、登記手数料、仲介手数料その他これらに類する経費
 - (3) その他市長が適当でないと認める経費
- （補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、30万円に次の各号に定める額を加えた額とする。ただし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

- (1) 親世帯又は子世帯が他の市区町村から転入した場合 20万円
- (2) こどもが1人又は2人いる場合 10万円
- (3) こどもが3人以上いる場合 30万円
- (4) 空き家バンク（鶴ヶ島市空き家バンク事業実施要綱（平成28年告示第23号）第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。以下同じ。）に登録のあった空家を取得した場合 10万円
- (5) 別表1に掲げる再エネ・省エネ設備を設置した場合 同表に掲げる補助金額の合計額。ただし、10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の鶴ヶ島市多世代同居・近居住宅取得補助金交付申請書に別表2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、様式第2号の鶴ヶ島市多世代同居・近居住宅取得補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金については、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。